

令和6年度会津若松市障がい者雇用等優良事業所顕彰事業応募要領

会津若松市では、障がい者雇用及び就労支援に理解を持ち、かつ、障がい者の視点に立った雇用環境の整備や障がい者の就労支援につながる先進的な取組を行うなど、市の区域内の事務所又は事業所（支店、営業所等を含む。以下「事業所」という。）の模範となる事業所を障がい者雇用及び就労支援促進優良事業所として表彰します。

また、その優れた取組を市公式ウェブサイトや市政だより等を通して、市民や企業に対して広く啓発することにより、市全体の障がい者雇用及び就労支援に対する意識の高揚を図ります。

1 応募資格

障がい者雇用及び就労支援に理解を持ち、実際に障がい者雇用や就労支援につながる取組を積極的に行っている市の区域内の事業所であって、基準日において、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 入札参加資格登録の取消を受けていないこと。なお、入札参加資格を有していない場合にはこの限りではない。
- (3) 原則として、事業所における障がい者雇用率が2.5%以上であること、又は障がい者就労支援に関し先進的若しくは先導的な取組をしていること。
- (4) 事業所において障がい者を雇用している場合、6か月以内の事業所都合における障がい者の解雇がないこと。
- (5) 事業所において障がい者を雇用している場合、勤続年数が1年以上の障がい者がいること。

※ 基準日は令和6年6月1日とします。

※ (1)については、前年度及び当該年度とします。

2 応募方法

応募調書又は推薦調書に必要事項を記入し、郵送又は持参により障がい者支援課に提出してください。なお、応募資格があれば自薦・他薦は問いません。

応募調書及び推薦調書は障がい者支援課に設置します。また、市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

(1) 作成する調書

① 自薦の場合

応募調書（第1号様式）を作成してください。

② 他薦の場合

対象事業所の承諾を得た上で、推薦調書（第2号様式）を作成してください。

(2) 調書の提出先

① 郵送による場合

〒965-8601 住所不要

会津若松市健康福祉部障がい者支援課

② 持参による場合

会津若松市栄町5番17号 会津若松市役所栄町第二庁舎 1階
会津若松市健康福祉部障がい者支援課

3 応募期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）までとします。
なお、応募が郵送による場合においては、当日消印有効とします。

4 審査

応募期間終了後、市内障がい者雇用関係及び経済団体等の代表者並びに市観光商工部職員で構成する選考会において、現地審査を実施することを原則とします。ただし、感染症の拡大等により現地審査の実施が困難な場合には、必要に応じて審査形式を変更することがあります。

なお、審査は審査基準項目に基づき行うこととし、事業所が行う取組を総合的に判断します。

5 表彰

選考会の審査報告を参考として、市長が「会津若松市長賞」及び「特別賞」の被表彰事業所を決定します。被表彰事業者には表彰状及び記念品を授与します。